

## 災害義援金について

平成30年北海道胆振東部地震の被災者の方に対して、北海道及び全国並びに海外から寄せられた義援金を、安平町災害義援金配分委員会において決定した基準により配分いたします。



<安平町から皆様に配分する額（災害義援金・災害見舞金・住家修理金）>

被害区分		配分基準		備考
人的被害	死亡者	1人あたり	100万円	
	重傷者	1人あたり	30万円	
住家被害	全壊（自己所有）	1家屋あたり	100万円	道80万円+町上乗せ20万円
	大規模半壊（自己所有）	1家屋あたり	50万円	道35万円+町上乗せ15万円
	半壊（自己所有）	1家屋あたり	40万円	道35万円+町上乗せ 5万円
	一部損壊（自己所有）	1家屋あたり	5万円（別途住家修理金上限5万円）	道2万円+町上乗せ(3万円+住家修理金5万円) ※住家修理金は修理を証明する書類（領収書等）が必要
	長期避難世帯で一部損壊・無被害（自己所有）	1家屋あたり	35万円	（町独自） ※義援金配分等に伴う長期非難世帯の認定を受けた世帯が対象
	長期避難世帯で全壊・半壊・一部損壊・無被害(借家)	1家屋あたり	10万円	（町独自） ※同上
	全壊・大規模半壊・半壊（借家）	1家屋あたり	5万円	（町独自）
	一部損壊（借家）	1家屋あたり	2.5万円	（町独自）
無被害	1家屋あたり	1万円	（町独自）	